

権利者の許諾を怠ると、民事請求を受けたり、刑事罰を科せられる場合があります。

民事請求とは…

- ①当該品種の生産・販売等の差し止め
- ②無断利用によって育成者権者が被った損害賠償
- ③無断利用によって育成者権者が被った信用の低下を回復するための措置

刑事罰(故意犯の場合)とは

10年以下の懲役又は/併科1000万円以下の罰金 (法人の場合は3億円以下の罰金)

権利者の許諾を
忘れないでね!



登録品種に関する問い合わせ先

◆登録品種の確認は

種苗の生産(増殖)や販売を行おうとする品種が登録を受けている品種であるか否かの確認については、品種登録ホームページでも確認できます。ただし、正確な情報については、農林水産省の品種登録簿の閲覧または謄写の請求等により、ご確認下さい。



品種登録ホームページアドレス
<http://www.hinsyu.maff.go.jp>

◆権利が侵されたかもしれないときは “品種保護Gメン”へ

品種保護Gメンは、

- ①育成者権の保護・活用に関する相談への助言
- ②育成者権を侵害しているか否かの判断を支援するための品種類似性試験の実施
- ③育成者権の保護・活用に関する情報の提供
- ④育成者権侵害状況記録の作成
- ⑤証拠品保管のための種苗等の寄託

を行っています。お気軽に御相談下さい。

品種保護Gメンホームページアドレス
<http://www.ncss.go.jp>

?

詳細は、下記の窓口にお問い合わせください。

農林水産省生産局種苗課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL.03-3502-8111(代表)
FAX.03-3502-5301

独立行政法人 種苗管理センター
品種保護対策役 (通称：品種保護Gメン)
TEL.029-838-6589
E-mail hinsyu_gmen@ncss.go.jp

登録品種の

種苗は

適正に利用しましょう!!



登録品種は、種苗法に基づいて
育成者権が与えられ保護されています。

無断で登録品種の種苗を利用する
ことは種苗法違反です。
(種苗法第20条)

登録品種の種苗を販売する際は
登録品種名を使用しなけれ
ばなりません。
(種苗法第22条)



農林水産省

登録品種の種苗・収穫物を利用するには、原則として権利者の許可が必要です。

